

宮崎県出逢い・結婚応援イベント事業「ひなたの恋イベント」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で出逢い・結婚を応援する気運を高め、希望する独身男女に対して出逢いのきっかけを提供することを目的とする宮崎県出逢い・結婚応援イベント事業「ひなたの恋イベント」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 県は、本事業の趣旨に賛同し、独身男女の出逢いや恋愛・婚活の充実に資するイベント、セミナー等（以下「イベント」という。）を実施する、次に掲げる企業・団体等を「ひなたの恋イベント」応援団体として募集する。

- (1) 「ひなたの出逢い・子育て応援運動」に参加している県内に拠点がある民間企業、NPO法人、団体、個人であること。
- (2) 法令や公序良俗に反している又はその恐れがある活動を行う企業・団体等でないこと。
- (3) 特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなどの活動を行う企業・団体等でないこと。
- (4) 個人情報適切に管理できること。

(登録方法等)

第3条 「ひなたの恋イベント」応援団体への登録方法は、次のとおりとする。

- (1) 「ひなたの恋イベント」ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「ひなたの恋イベント」応援団体専用フォームより登録を行う。なお、登録を行う際にはインターネットに接続でき、メールができるパソコンが必要となる。
- (2) 県は、前号の登録内容を確認し、必要に応じ修正の上、企業・団体等の概要及び取組内容を登録する。
- (3) 前号の登録は、ホームページ等における公表をもって完了する。
- (4) 登録内容の変更手続きについては、前3号を準用する。
- (5) 登録及びホームページ等への掲載に際し、登録料・手数料等の料金は要しない。

(登録の拒否)

第4条 県は、第3条の規定による登録の申込みをした企業・団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする企業・団体等。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある又はその役員等が暴力団員である企業・団体等。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県が登録をすることが適切でないと認めた団体等。

(情報発信等)

第5条 「ひなたの恋イベント」応援団体は、イベントを行おうとするときは、ホームページよりイベント新規登録を行うものとする。

2 「ひなたの恋イベント」応援団体は、イベント新規登録事項に変更があったときは、速やかに登録内容を修正するものとする。

3 県は、第1項の規定による登録がされた場合においては、イベントの情報をホームページ等により発信する。

4 県は、「ひなたの恋イベント」応援団体に対し、その行ったイベントの実施状況に関し、開催結果の報告を求めることができる。

5 県は、事業の内容及び運営等が次の各号のいずれかに該当するときは、情報発信を行わないことができる。

- (1) 法令に反しているもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの。
- (3) 特定の宗教、政治、その他思想等の宣伝・普及につながるもの。
- (4) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (5) 他人を誹謗、中傷、又は排除しようとすることを目的とし又はそのおそれがあるもの。
- (6) 内容が虚偽、誇大であるもの。
- (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの。
- (8) 必要事項が明記されていないもの。
- (9) その他県が適切でないとするもの。

(禁止事項)

第7条 県は次の項目に掲げる事項を禁止するとともに、その行為が発覚した場合はイベントを中止し、個人情報保護法違反などの重大な案件については公表することとする。

- (1) 登録時

- ① 登録時に虚偽の記載を行うこと。
 - ② 登録内容に変更が生じたにも関わらず、変更を意図的に行わずイベントを実施すること。
- (2) イベント実施時
- ① 各種法令に違反しているもの又は違反する恐れがあるもの。
 - ② 公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの。
 - ③ 特定の宗教、政治、その他の思想等の宣伝・普及につながると認められるもの。
 - ④ 迷信や非科学的な根拠に基づく情報により参加者に誤解を与える恐れのあるもの。
 - ⑤ 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はその恐れがある内容を含むもの。
 - ⑥ 他人を誹謗、中傷、又は排除しようとすることを目的とし、又はその恐れがある内容を含むもの。
 - ⑦ 実施内容や得られる効果・結果について虚偽や誇張記載により参加者に誤解を与える恐れのあるもの。
 - ⑧ 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの。
 - ⑨ 掲載希望の情報がホームページ等で確認できないもの。
 - ⑩ キャンセル料や付帯料金、その他参加条件が文字により確認できないもの(会員登録を条件とするものに当たっては会員登録に関連する経費(入会金や成婚料等)を含む。)
 - ⑪ その他県が不適切と認めるもの。
- (3) その他
- ① 県並びに県の事業運営を妨げること。
 - ② 県に対して不当な要求を執拗に行うことで、業務に支障を生じさせること。
 - ③ ホームページ利用のID、パスワードを他者に貸与し、又は他者に使用させること。
 - ④ 必要な報告を正当な理由もなく遅延すること。

(個人情報取扱い)

第8条 「ひなたの恋イベント」応援団体は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(登録の取消し)

第9条 県は、「ひなたの恋イベント」応援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退届(別記様式1)の提出があったとき。
- (2) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条に規定される、禁止事項を行ったとき。
- (4) 第8条の規定に違反して個人情報をおの目的に使用し、又は他人に漏らしたとき。

(事故等に関する免責)

第10条 県は、ホームページに掲載したイベントに起因して発生した事故等による損害については、その責任を負わないものとする。

(事業の実施)

第11条 事業は県が主体となり、関係機関と協働して実施するものとする。なお、この要綱に関する事業について、業務委託にて実施する場合がある。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、「ひなたの恋イベント」応援団体等は県の判断に従うものとする。

(改訂)

第13条 県は、必要と判断した場合に、「ひなたの恋イベント」応援団体等の承諾なしに本実施要綱を変更できるものとする。変更内容については、ホームページ上もしくは県が適当と判断する方法で「ひなたの恋イベント」応援団体等に周知する。

附則

この要領は、令和6年8月14日から施行する。

別記様式 1 (第 9 条関係)

「ひなたの恋イベント」 応援団体辞退届

(申込先) 宮崎県子ども政策課

(届出者) 所在地

事業所名

担当者氏名

担当者職・氏名

電話番号

F A X 番号

「ひなたの恋イベント」 応援団体について、下記のとおり辞退します。

記

解除年月日	令和 年 月 日
理由	